

自治基本条例制定後に整備すべき制度についての検討経過

1 情報公開・情報共有のシステム（第16条・第17条・第31条）

- ①個人情報の取扱いについての職員向けマニュアルの作成
- ②ホームページの内容の充実
- ③グループウェアの活用水準の向上（メール・掲示板の利用方法についての見直し）
- ④相談、苦情、問い合わせに対するFAQ（よくある質問）の整備
- ⑤予算、決算の公表の仕方（予算説明書）
- ⑥CATV、携帯電話による情報配信サービス

2 住民投票制度（第27条）

- ①投票できる案件
- ②有権者の要件（何歳から投票できるか）
- ③発議の要件（有権者の署名はどのくらい必要なのか？）
- ④投票結果の取扱い

↓

住民投票条例の整備

3 行政評価（第30条）

- ①評価の方法（町民による評価、第三者による評価）
- ②評価指標の設定（住民ニーズの把握、住民満足度の数値化の方法）
- ③広聴システムの常設（事業の要・不要を判断する段階から住民の声を聴く）

4 審議会・委員会の委員公募（第32条）

- ①審議会ごとの設置条例の改正
- ②「審議会等の公募に係る条例（仮称）」の制定（一括改正）

5 自治基本条例の運用状況の検証及び見直し（第38条・第39条）

- ①町民公募による検証組織の立ち上げ
- ②検証するテーマの設定
- ③条例見直しは何年ごとに行うか

↓

検証組織の設置条例又は要綱の整備

6 地域協議会の導入の必要性

《趣旨》

- ・身近なところでの住民参加の機会を確保し、地域の課題を住民自らが解決することにより、町民分権の推進と、協働のまちづくりの基盤となることを目的とする。

(新町建設計画において、導入を目指すことが盛り込まれている)

《組織の形態》

- ・既存の町内会を軸に、PTA、民生委員、NPOといった様々な団体、個人により組織される。
- ・設置単位は小学校区ごとを想定。

《懸念事項》

- ・協議会を運営する人材の育成
- ・行政側の支援（財源と人的支援）

《条文案》

- ①町は、地域の住民の意思を町政に反映するとともに、地域の事は地域の住民が自ら考え実行するための施策を講ずる。
- ②町は、町民分権を推進するため、町長に属する事務の一部を担い、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する地域協議会を設置する。

7 行政経営の視点の必要性

《趣旨》

- ・地方分権の推進により、地方自治体は、1人ひとりの住民の立場に立って、何をなすべきかを判断し、ものごとを決めていくことができるようになる。→自治体間における行政サービスの競争の時代
- ・住民満足度を高め、資源（金、モノ、ヒト）を効率的、効果的に運用するために、町の仕事のやり方を変えていく必要がある。
- ・当町でも多くの改革が実施されているが、それらの様々な改革の根本的な支えとなるものが必要ではないか。

《具体的な方法》

①トップマネジメント（最高経営層）の強化

市民ニーズや市の役割をもとに地域のビジョン・政策目標を設定し、具体化する

②庁内分権の推進

行政評価制度、組織目標による目標管理、組織再編（目的志向型の組織づくり）

③職員参加による取組み・職員の意識改革

個人目標による目標管理、職員研修、提案制度、人事制度

④市民参画

パブリックコメント、審議会の委員公募、広報広聴システムの充実

⑤民間経営手法の導入

民間委託、指定管理者制度、PFI